

この資料は、国の子ども・子育て会議
基準検討部会で示されたものです。

公定価格の骨格案について

平成26年4月23日

公定価格の骨格(全体イメージ)

- 幼稚園、保育所、認定こども園の認可基準等を基に、現行の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等を踏まえた上で、「質の改善」を反映し、骨格を設定。(これを基に5月頃に仮単価として提示)
- 本資料は、消費増税分から充当される「0.7兆円」程度の財源を前提として実施される質の改善項目を基に作成。質の改善項目等に必要な1兆円超の財源のうち残りの0.3兆円についても、引き続き予算編成過程で確保に取り組むものであり、財源の確保と合わせて本資料の質の改善項目についても更なる充実が図られていくことになる。

基本額（1人当たりの単価）

- 共通要素①：地域区分別（7区分）、利用定員別（17区分等）、認定区分、年齢別、保育必要量別（2号・3号）
 ➢ 共通要素②：人件費、事業費、管理費

＜教育標準時間（1号）認定＞

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間	
				4歳以上児（30:1）	3歳児（20:1）
□／100 地域	□□人 ～ △△人	1号		円	円

※事務職員（2日分）追加

＜保育標準時間・短時間（2号・3号）認定＞

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□／100 地域	□□人 ～ △△人	2号 3号	4歳以上児（30:1） 3歳児（20:1） 1・2歳児（6:1） 0歳児（3:1）	円 円 円 円	円 円 円 円

※保育標準時間：保育士1人、非常勤保育士1人（3時間）追加
 ※研修代養要員費を追加

➢ 各種加算等
➢ 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

※赤字下線部分は「質の改善」による事項

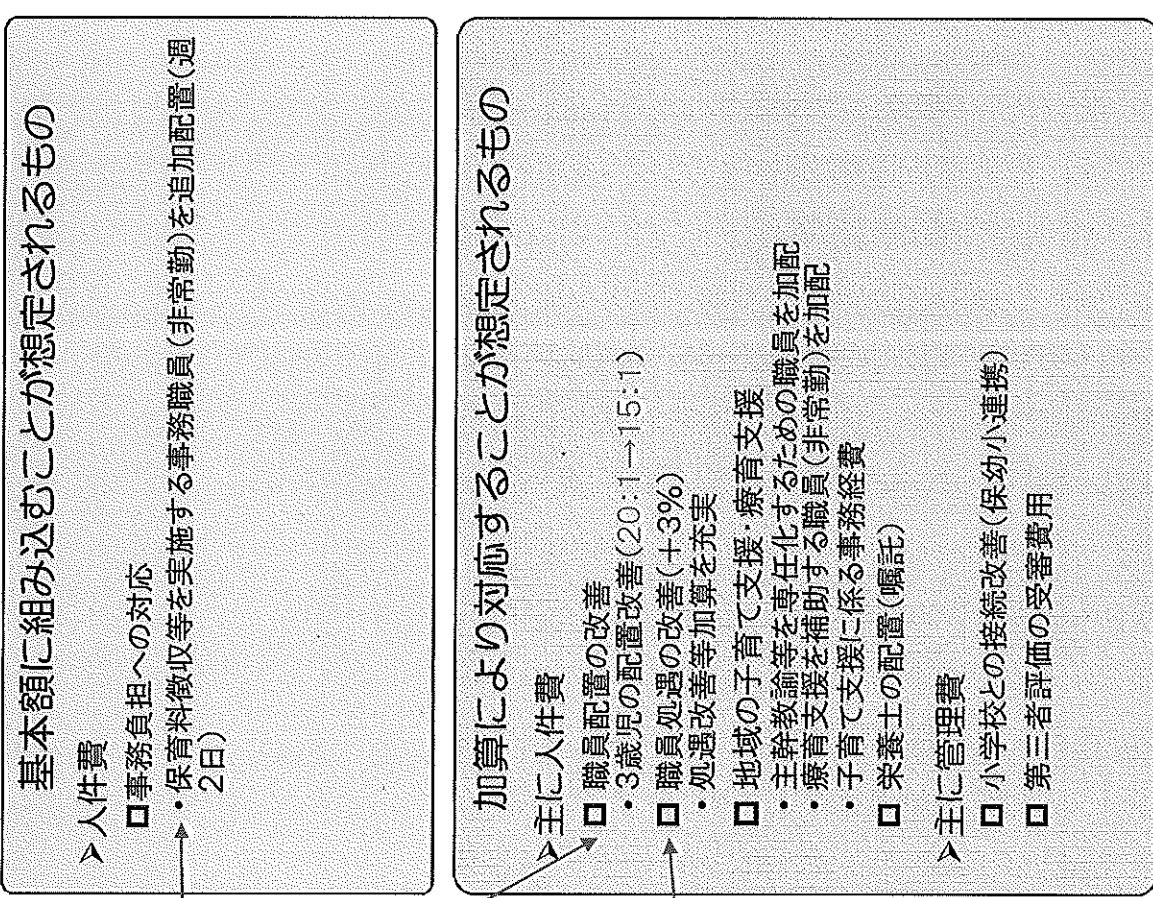
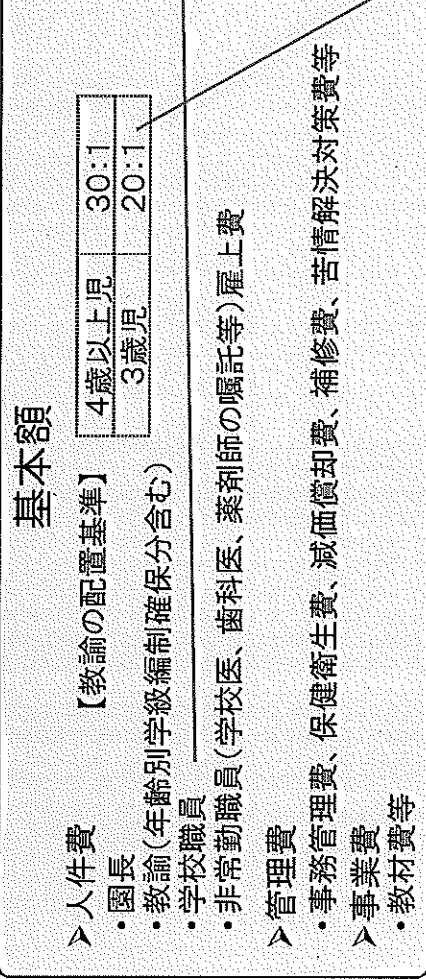
各種加算等	
職員配置加算（3歳児） 主幹教諭等専任加算 (子育て支援活動費) 処遇改善等加算 小学校接続加算 第三者評価受審加算 除雪費加算 降灰除去費加算	+ ___% (加算率・3%充実)

各種加算等	
職員配置加算（3歳児） 主幹教諭等専任加算 (子育て支援活動費) 処遇改善等加算 小学校接続加算 第三者評価受審加算 除雪費加算 降灰除去費加算	+ ___% (加算率・3%充実)

教育標準時間(1号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

※幼稚園の場合

現行水準ベース

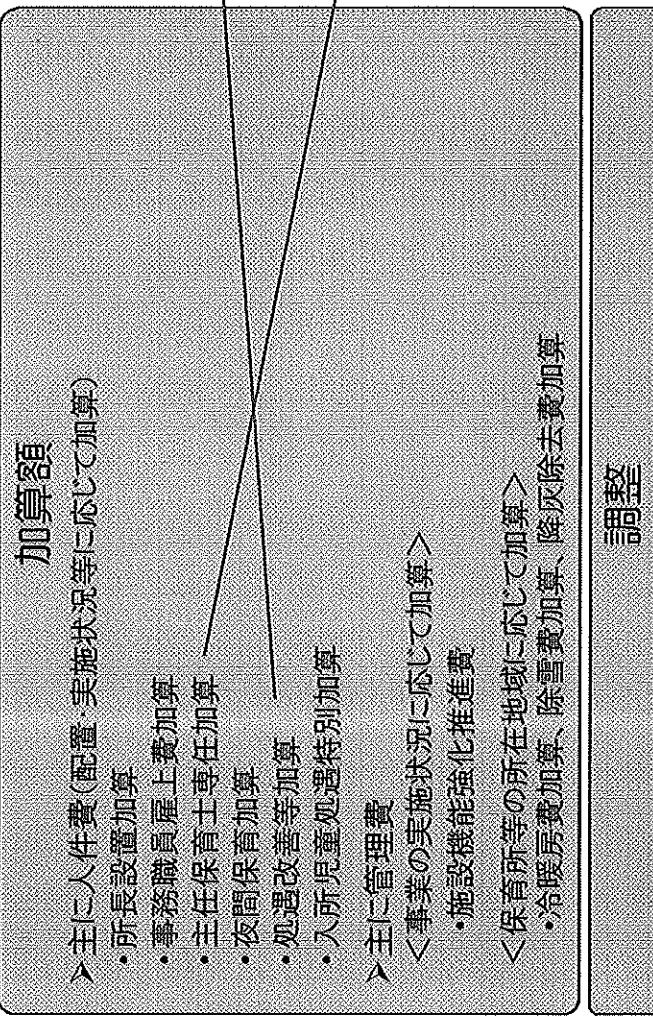
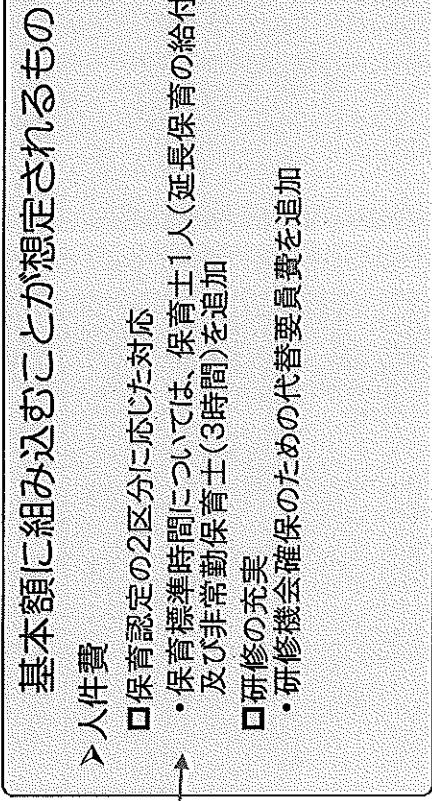
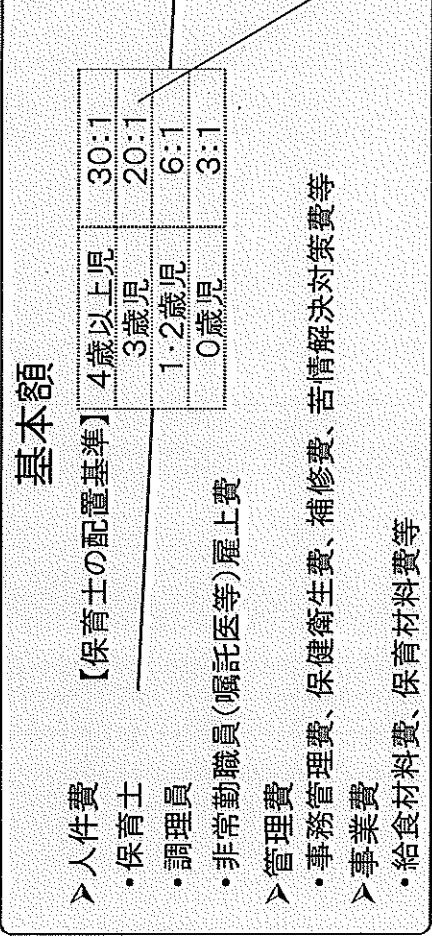


※「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する児童をいいます。

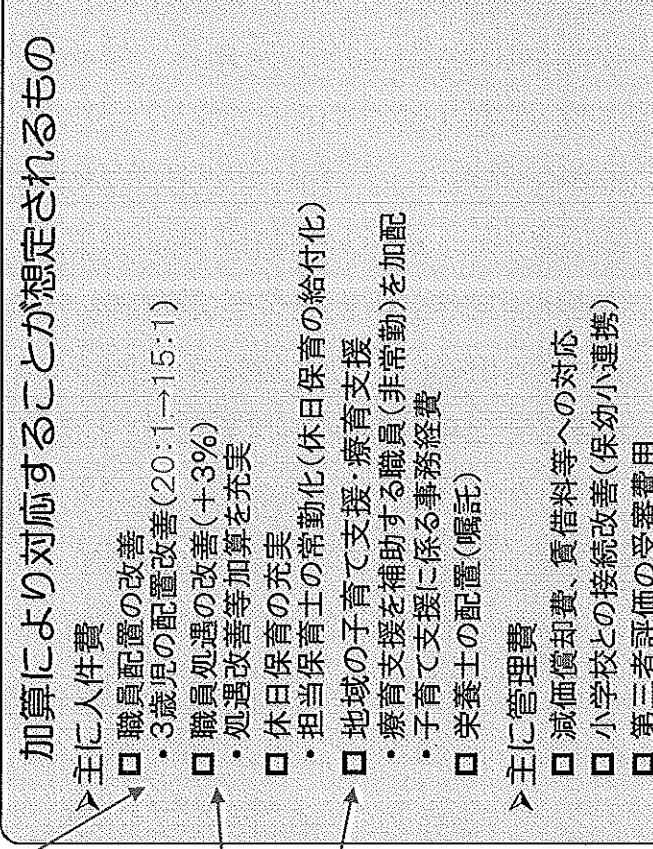
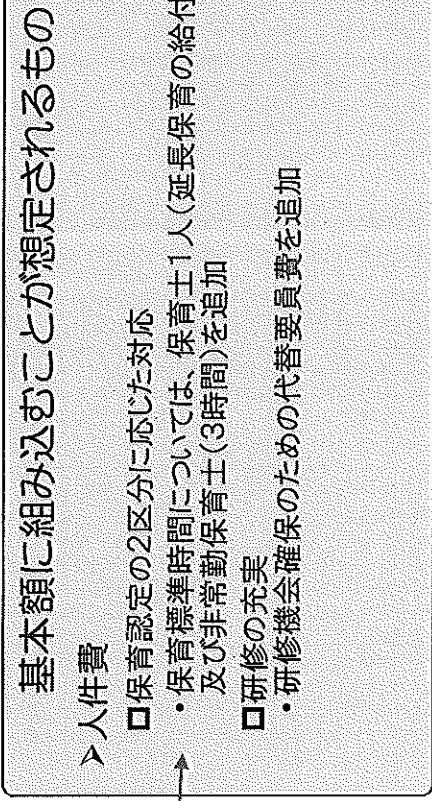
保育標準時間・短時間(2号・3号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

※保育所の場合

現行水準ベース



賃の段階ベース



認定こども園に関する公定価格の骨格(全体イメージ)

- 認定こども園の認可基準等を基に、「質の改善」を反映した上で、教育標準時間(1号)、保育標準時間・短時間(2号)において対応する費用を整理・振り分けを行い、骨格を設定。

基本額（1人当たりの単価）			
地域区分	定員区分	認定期区分	年齢区分
□／100 地域	□□人 ～ △△人	1号	4歳以上児(30:1) 3歳児(20:1)
			円 円

<教育標準時間(1号) 認定>

地域区分	定員区分	認定期区分	年齢区分	教育標準時間	
				4歳以上児(30:1)	3歳児(20:1)
□／100 地域	□□人 ～ △△人	1号	4歳以上児(30:1) 3歳児(20:1)	円	円

<保育標準時間・短時間(2号・3号) 認定>

地域区分	定員区分	認定期区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□／100 地域	□□人 ～ △△人	2号 3号	4歳以上児(30:1) 3歳児(20:1) 1・2歳児(6:1) 0歳児(3:1)	円 円 円 円	円 円 円 円

*保育標準時間:保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加(2・3号のみ)

*研修代替要員費を追加(2・3号のみ)

*事務職員(2日分)追加(共通)

*主幹保育教諭等専任化、子育て支援活動費を追加(共通)

各種加算等	
> 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等	

*赤字下線部分は「質の改善」による事項

主な加算(例)	
職員配置加算(3歳児) 処遇改善等加算 小学校接続加算 第三者評価受審加算 減価償却費等加算 除雪費加算 除灰除去費加算 降灰費加算	+ ___% (加算率・3%充実)

認定こども園に係る公定価格の基本構造イメージ

※下線部については、施設内で重複等が発生しないように施設全体に振り分け、1号定員と2・3号定員で等分して積算

現行水準ベース

基本額

【保育教諭の配置基準】	
4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

人件費

- ・園長
- ・保育教諭(年齢別学級編制確保分合む)
- ・調理員、学校職員
- ・非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費

管理費

- ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- ・事業費
- ・給食材料費、教材費等

算の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

- ▶人件費
 - 保育認定の2区分に応じた対応
 - ・保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
 - 研修の充実確保のための代替要員費を追加
 - 地域の子育て支援・療育支援※認定こども園では実施義務化保育教諭等を専任化するための職員を加配
 - ・主幹保育教諭等を専任化するための職員を加配
 - ・子育て支援に係る事務経理
 - 事務負担への対応
 - ・保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

加算により対応することが想定されるもの

- ▶主に人件費
 - 職員配置の改善
 - ・3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - ・処遇改善等加算
 - 休日保育の充実
 - ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - 栄養士の配置(嘱託)

加算額

- ▶主に入件費(配置実施状況等に応じて加算)
 - ・満3歳児(※)の教諭配置加算(6:1)
 - ・園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
 - ・入所児童処遇特別加算
 - ・処遇改善等加算
 - ・チーム保育加配加算
 - ・通園送迎・給食実施加算
- ▶主に管理費
 - ・外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
 - ・施設機能強化推進費
- ▶所在地域について加算
 - ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

調整

- ▶常時的に土曜日開所する場合
 - ・配置基準を満たさない場合(経過措置)
- ※「満3歳児」は、1号子どもで、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児をいう。

・青字:幼稚園と共通の項目
・赤字:保育所と共通の項目
・黒字:幼稚園及び保育所と共通の項目

公定価格の骨格(地域型保育事業・全体イメージ)

- ▶ 共通要素①：地域区分別(7区分)、利用定員別※、認定期区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- ▶ 共通要素②：人件費、事業費、管理費

※事業所内保育事業：8区分、小規模型保育事業：2区分、家庭的保育・居宅訪問型保育：なし

<保育標準時間・短時間(2号・3号)認定>

地域区分 地域	定員区分 △△人	認定期区分 3号	年齢区分 0歳児(3:1)	保育必要量	
				1・2歳児(6:1) +1生	保育標準時間 円
□／100	□□人 ～				円

注：小規模保育A型・B型(事業所内保育の小規模型)

※連携施設の経費を追加(加算による対応もあり)
※研修代替要員費を追加
(加算による対応もあり)

<参考>各事業の職員配置基準

A型	小規模型保育		家庭的保育 C型	事業所内保育 居宅訪問型保育	居宅訪問型保育 居宅訪問型保育者
	保育士	保育士、保育士以外の 保育従事者			
1・2歳児 0歳児 3:1 6:1	A型と同様 +1 1／2以上は保育士	(+家庭的保育補助者) 3:1 ※補助者を置く場合は5:2	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) 3:1 ※補助者を置く場合は5:2	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A・B型)と同様	1:1

家庭的保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

現行水準ベース

基本額

- ▶ 人件費
 - 家庭的保育者
 - 非常勤職員(調理員、事務職員、嘱託医)雇上費
- ▶ 管理費
 - 事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
 - 事業費
 - 給食材料費、保育材料費等

基本額に組み込むことが想定されるものの 概要

- ▶ 管理費
 - 家庭的保育の体制強化
 - 連携施設に係る経費

加算額

- ▶ 主に人件費
 - 対応する場合に応じて加算)
 - 資格保有者加算
 - 家庭的保育補助者加算
 - 運営改善等加算
 - 家庭的保育支援加算
- ▶ 主に管理費
 - ◀ 事業の実施状況に応じて加算>
 - 施設機能強化推進費
 - ◀ 保育所等の所在地域に応じて加算>
 - 保育園、幼稚園、保育所、託児所等の施設に係る経費
 - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

- ▶ 常態的に土曜日に行わない場合
 - ▶ 給食を提供しない場合(経過措置)
 - ▶ 連携施設を設定しない場合(経過措置)

加算により対応することが想定されるもの 概要

- ▶ 主に人件費
 - 保育認定の2区分に応じた対応
 - 非常勤保育士(3時間)を追加
 - 研修の充実
 - 研修機会確保のための代替要員費を追加
 - 職員処遇改善の改善(+3%)
 - 処遇改善等加算を充実
 - 連携施設に係る経費
 - 保育者が原則1名であることから、研修代替保育等への対応
 - 障害児保育加算
 - 障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に対する保育補助者1人を加配
 - 実養士の配置(嘱託)
- ▶ 主に管理費
 - 減価償却費、賃借料等への対応
 - 第三者評価の受審費用

賃の改善ベース

小規模保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

現行水準ベース

基本額

- ▶ 人件費
 - 保育従事者(保育士、家庭的保育者等)
 - 非常勤職員(調理員、事務職員、嘱託医等)雇上費
- ▶ 管理費
 - 事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- ▶ 事業費
 - 給食材料費、保育材料費等

基本額に組み込むことが想定されるもの

- ▶ 人件費
 - 小規模保育の体制強化
 - 認可保育所の配置基準上の定数の他に保育士1人を配置
 - 保育認定の2区分に応じた対応 ※保育所の基準+1人となることから、延長保育基本分に相
 - 非常勤保育士(3時間)を追加 当する分については調整が必要
 - 研修の充実
 - 研修機会確保のための代替要員費を追加
- ▶ 管理費
 - 小規模保育の体制強化
 - 連携施設に係る経費

加算額

- ▶ 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - 管理者設置加算※ ※管理者を設置する場合、事務職員との重複は調整
 - 保育士比率向上加算
 - 夜間保育加算
 - 処遇改善等加算
- ▶ 主に管理費
 - 事業の実施状況に応じて加算><施設機能強化推進費>
 - 保育所等の所在地域に応じて加算><冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算>

調整

- ▶ 常態的に土曜日開所する場合 ▶ 給食を提供しない場合(経過措置等)
- ▶ 連携施設を設定しない場合(経過措置等)

質の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

- ▶ 人件費
 - 小規模保育の体制強化
 - 認可保育所の配置基準上の定数の他に保育士1人を配置
 - 保育認定の2区分に応じた対応 ※保育所の基準+1人となることから、延長保育基本分に相
 - 非常勤保育士(3時間)を追加 当する分については調整が必要
 - 研修の充実
 - 研修機会確保のための代替要員費を追加
- ▶ 管理費
 - 小規模保育の体制強化
 - 連携施設に係る経費

加算により対応することが想定されるもの

- ▶ 主に人件費
 - 職員待遇の改善(+3%)
 - 処遇改善等加算を充実
 - 休日保育の充実
 - 担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - 障害児保育加算
 - 障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人
 - 栄養士の配置(嘱託)
- ▶ 主に管理費
 - 減価償却費、賃借料等への対応
 - 第三者評価の受審費用

事業所内保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

現行水準ベース

基本額	※従業員枠については、地域枠の〇〇%相当(検討中)
▶人件費	・保育従事者(保育士等) ・調理員 ・非常勤職員(事務職員、嘱託医等)雇上費
▶管理費	・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
▶事業費	・給食材料費、保育材料費等

加算額

▶主に人件費(配置実施状況等に応じて加算) ・管理者設置加算※ ・保育士比率向上加算 ・夜間保育加算 ・迎遇改善等加算	※管理者を設置する場合、事務職員との重複は調整 (19名以下の場合)
▶主に事業の実施状況に応じて加算> ・施設機能強化推進費	<保育所等の所在地域に応じて加算> ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算
▶常態的・土曜日開所する場合 ▶直撃施設を設定した場合	▶調査費 ▶給食を提供しない場合(経過措置)

章の改訂ベース

基本額に組み込むことか想定されるもの

▶人件費	□小規模保育の体制強化(19名以下の場合はみ) ・認可保育所の配置基準上の定数の他に保育士1人を配置 □保育認定の2区分に応じた対応 ・保育所又は小規模保育に準じて対応
▶研修の充実	□研修機会確保のための代替要員費を追加 ・研修費
▶管理費	□小規模保育の体制強化(19名以下ののみ) ・連携施設に係る経費

▶主に人件費	□加算により対応することか想定されるもの
▶主に人件費	□主に人件費 ・職員処遇の改善(+3%) □休日保育の充実 ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化) □障害児保育加算 ・障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人 に保育士1人を加配 □栄養士の配置(嘱託)
▶主に管理費	□主に管理費 ・第三者評価の受審費用

調査
▶常態的・土曜日開所する場合
▶直撃施設を設定した場合(経過措置)

居宅訪問型保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

現行水準ベース

- ▶ 人件費
 - ・居宅訪問型保育者
- ▶ 管理費
 - ・事務管理費、保健衛生費、苦情解決対策費、事務経費(コーディネーター)等

基本額

- ▶ 基本額に組み込むことが想定されるもの
 - ▶ 人件費
 - 研修機会確保のための代替要員費を追加

加算額

- ▶ 主に人件費
 - 職員待遇の改善(+3%)
 - ・処遇改善等加算
 - 休日保育の充実(休日勤務に必要な人件費)
 - ・連携施設によるバッカアップを受ける場合
- ▶ 主に管理費
 - 連携施設による経費
 - ・障害児施設等によるバッカアップを受ける場合
 - 第三者評価の受審費用

調整

- ▶ 定期的(3土曜日)に行わない場合

賃の改書ベース

- ▶ 基本額に組み込むことが想定されるもの
 - ▶ 人件費
 - 研修機会確保のための代替要員費を追加

加算により対応することが想定されるもの

- ▶ 主に人件費
 - 職員待遇の改善(+3%)
 - ・処遇改善等加算
 - 休日保育の充実(休日勤務に必要な人件費)
 - ・連携施設による経費
- ▶ 主に管理費
 - 連携施設による経費
 - ・障害児施設等によるバッカアップを受ける場合
 - 第三者評価の受審費用